

軽自動車税の税制改正のお知らせ

地方税法の一部改正により、次のとおり軽自動車税の税率が変更されます。

● 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等

平成 28 年度から税率が引き上げられます。

種別		内容	税率（年額）	
			平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	第 1 種（白色）	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	第 2 種乙（黄色）	50cc 超え 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	第 2 種甲（桃色）	90cc 超え 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	その他（ミニカー）	20cc 超え 50cc 以下	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車		農耕作業用	1,600 円	2,400 円
		その他（フォークリフトなど）	4,700 円	5,900 円
軽自動車	二輪のもの	側車付のものを含む	2,400 円	3,600 円
	被けん引車	ボートトレーラーなど	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車			4,000 円	6,000 円

● 三輪の軽自動車・四輪以上の軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以後に新規登録（※1）する車両から、新税率が適用となりました。また、初めての新規登録（※1）から 13 年を経過した軽自動車に対して、重課税率が適用されます。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車は適用されません。

（※1）新規登録とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査です。

初めての新規登録は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

種別				初めての新規登録（※1）を受けたのが		13 年経過した車両 重課税（平成 28 年度から）
				平成 27 年 3 月 31 日以前	平成 27 年 4 月 1 日以後	
軽自動車	三輪のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

● 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日に新規登録された以下の四輪車等の軽自動車は、平成 28 年度分に限り軽自動車税の軽減税率が適用されます。（※平成 28 年度税制改正により適用期限を 1 年延長し、平成 28 年度に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る）について適用することが示されました。）

軽減率と税率

車種				標準税率（年額）	(1) 税率を概ね 75%軽減	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車（★★★★）	
						(2) 税率を概ね 50%軽減	(3) 税率を概ね 25%軽減
軽自動車	三輪のもの			3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		貨物用	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
			自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

(1) 電気自動車および天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx 10% 低減）

(2) 軽乗用車（平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成）、軽貨物車（平成 27 年度燃費基準 + 36% 達成）

(3) 軽乗用車（平成 32 年度燃費基準達成）、軽貨物車（平成 27 年度燃費基準 + 16% 達成）

● 問い合わせ 税務課課税第 1 班 ☎ 0 8 2 0 (7 4) 1 0 0 8